

件名	愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
主管課	子育て支援課
根拠法令等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等の資格要件については、幼稚園教諭免許を有し、かつ、保育士の登録を受けた者に限ることを原則としているが、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(以下「一部改正法」という。)の施行後5年間(令和元年度末まで)は、いずれか一方でよいとする特例が設けられていた。</p> <p>当該特例について、一部改正法の施行後5年間から10年間(令和6年度末まで)に延長することとされ、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」(令和元年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第3号)が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>条例附則第4項中「5年間」を「10年間」に改める。</p>	
施行日	令和2年4月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	